協会けんぽ

職場の皆さまでご回覧ください！

長崎支部通信

2026
11

これからは、電子申請がおすすめです！

郵送する手間、時間、費用をかけずにオンラインで各種申請手続きが可能となります。
さらに、PCやスマホから申請後の審査状況（受付、審査中、審査完了、返戻）を確認できる
というメリットもあります。ぜひご利用ください！
※一部電子申請の対象外の申請書があります。

利用可能時間

平日8:00～21:00
（土日祝日や年末年始は利用不可）

対象者

被保険者、被扶養者（一部申請のみ）、社会保険労務士
※被保険者、被扶養者はマイナンバーカード保持者に限る
※事業主、相続人等は利用不可

PCでもスマホでも 4ステップで簡単申請！

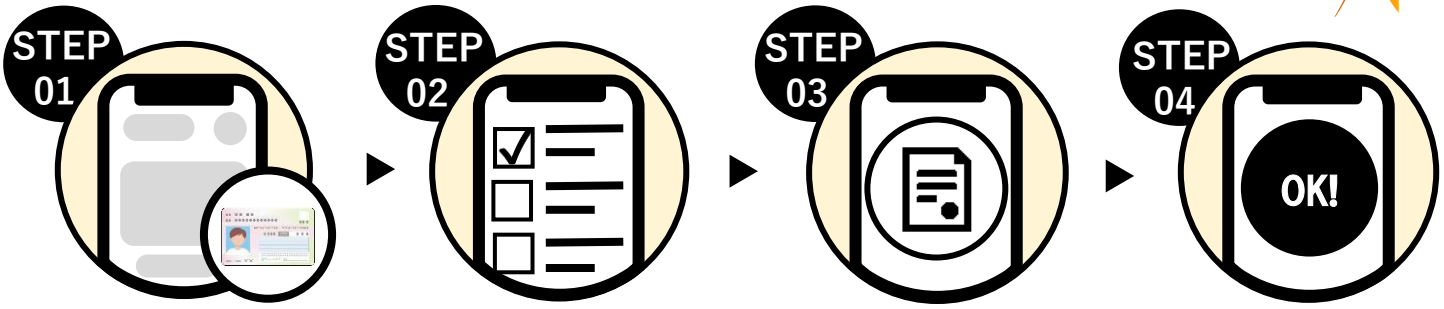

- STEP 01 ●WEBサイトまたはアプリからマイナンバーカードを利用してログイン
- STEP 02 ●申請したい申請書を選択
- STEP 03 ●入力フォーマットに必要事項を入力し添付書類は電子ファイルをアップロード
- STEP 04 ●申請手続き完了です！

電子申請対象書類

オンラインでほぼすべての申請が可能です。

- ☑傷病手当金支給申請書
- ☑出産手当金支給申請書
- ☑出産育児一時金支給申請書
- ☑高額療養費支給申請書
- ☑埋葬料（費）支給申請書
- ☑療養費支給申請書（立替払等）
- ☑療養費支給申請書（治療用装具）
- ☑任意継続資格取得申出書
- ☑特定健康診査受診券（セット券）申請書
- ☑特定保健指導利用券申請書

他

〈けんぽアプリ〉

▼iOS ▼Android

〈ホームページ〉

協会けんぽ　電子申請　検索

今後便利な機能も導入予定なので、ぜひけんぽアプリをご利用ください♪



【重要】「医療費のお知らせ」一斉送付終了のお知らせ

協会けんぽによる事業所宛の「医療費のお知らせ」一斉送付は、マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、令和7年度（令和8年1月送付分）をもって終了いたしました。今後は、ご自身のPCやスマホから「マイナポータル」をご利用いただき、医療費情報をご確認いただきますようお願いいたします。



≪マイナポータルで医療費情報を確認するメリット≫

PCやスマホから、いつでも医療費情報を閲覧（※）できます。
また、確定申告（医療費控除）でe-Taxと連携すれば自動入力が可能です。
（※）受診した月の翌々月の11日以降に閲覧できます。なお、1月から12月までの1年間分の情報は、原則2月9日以降に閲覧できます。

マイナポータル：医療費 ▶

国税庁HP：医療費控除を受ける方へ（確定申告特集）
※令和8年分は12月上旬に更新予定です。 ▶

≪紙の「医療費のお知らせ」を希望される場合≫

令和8年1月～12月診療分の医療費のお知らせについて、書面による送付を希望される場合は「医療費のお知らせ依頼書」にて、令和9年3月以降にご依頼ください。
※医療機関から協会けんぽに医療費のデータ（レセプト）が届き、医療費のお知らせに反映されるまで受診月から3か月程度かかります。確定申告の期間内に間に合わない場合があるためご留意ください。

協会けんぽHP：
医療費のお知らせ依頼書 ▶

協会けんぽの健診をご利用されていない事業所様

定期健診結果のご提供はお済みですか？

協会けんぽの健診（生活習慣病予防健診・人間ドック健診）をご利用されていない事業所様は、
当協会に加入する40歳から74歳の被保険者様の健診結果の提供をお願いします。

≪健診結果を提供する3つのメリット≫

01 従業員様の健康を守る！
健診結果から、専門職による健康サポートを受けられます。

02 マイナポータル上で健診結果が閲覧できる！
マイナポータル上で健診結果が経年で閲覧できるようになります。

03 将来の健康保険料率の上昇の抑制につながる！
「インセンティブ制度」の評価項目である「特定健診等の実施率」に加算されるため、健康保険料率の上昇が抑制されます。

定期健診結果データの
提供について詳しくはこちら！





『提供依頼書』をご提出ください！

『提供依頼書』をご提出いただいた後は、協会けんぽが健診機関から直接結果を取得いたします。
健診機関から取得できなかった場合は、改めて健診結果のコピーのご提供をお願いいたします。

※医療保険者（協会けんぽ）への健診結果提供について、本人の同意は不要です（個人情報保護に関する法律）。

全国健康保険協会 協会けんぽ 長崎支部
協会けんぽ

協会けんぽ長崎 検索

〒850-8537
長崎市大黒町9-22
大久保大黒町ビル本館8階
電話：095-829-6000（代表）

オンラインで手軽に申請ができて、申請書・届出書の入手や、郵送などの手間や時間、費用が削減できる電子申請サービスをご利用ください。 ▶